

○ 調査査察部調査課所掌事務規程

[昭和26年1月20日
国税庁訓令第1号]

| | | |
|----|--------------|--------------|
| 改正 | 昭31国税庁訓令第4号 | 昭33国税庁訓令第2号 |
| | 昭34国税庁訓令第2号 | 昭35国税庁訓令第5号 |
| | 昭38国税庁訓令第4号 | 昭39国税庁訓令第11号 |
| | 昭42国税庁訓令第4号 | 昭46国税庁訓令第1号 |
| | 昭47国税庁訓令第1号 | 昭51国税庁訓令第1号 |
| | 昭52国税庁訓令第1号 | 昭53国税庁訓令第1号 |
| | 昭54国税庁訓令第1号 | 昭60国税庁訓令第1号 |
| | 昭62国税庁訓令第2号 | 昭63国税庁訓令第1号 |
| | 平元国税庁訓令第1号 | 平2国税庁訓令第2号 |
| | 平3国税庁訓令第2号 | 平4国税庁訓令第1号 |
| | 平7国税庁訓令第2号 | 平8国税庁訓令第1号 |
| | 平9国税庁訓令第1号 | 平11国税庁訓令第3号 |
| | 平12国税庁訓令第11号 | 平13国税庁訓令第5号 |
| | 平15国税庁訓令第8号 | 平17国税庁訓令第15号 |
| | 平18国税庁訓令第15号 | 平26国税庁訓令第22号 |
| | 令3国税庁訓令第22号 | |

第一条 調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年大蔵省令第四十九号）。

以下「令」という。)第一項第一号ただし書き後段及び同項第二号ただし書き後段並びに同項第四号の規定に基づく国税庁の調査査察部並びに国税局の調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び沖縄国税事務所の調査課（関東信越国税局の調査査察部にあっては、調査管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査課、特別国税調査官及び統括国税調査官とし、東京国税局の調査第一部にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課、特別国税調査官、統括国税調査官及び情報企画分析官とし、東京国税局の調査第二部、調査第三部及び調査第四部にあっては、調査総括課及び統括国税調査官とし、名古屋国税局の調査部にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、調査開発課、特別国税調査官及び統括国税調査官とし、大阪国税局の調査第一部にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び特別国税調査官、統括国税調査官及び情報企画分析官とし、大阪国税局の調査第二部にあっては、調査総括課及び統括国税調査官とし、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局の調査査察部にあっては、調査管理課、特別国税調査官及び統括国税調査官とする。以下これらを「調査課」という。)の所掌事務の範囲は、この訓令の定めるところによる。

第二条 左に掲げる者の法人税、地方法人税及び消費税（以下これらを「法人税等」という。）

の課税標準の調査並びに法人税等に関する検査の事務は、令第一項第一号及び同項第二号の規定にかかわらず、すべて調査課においてつかさどる。

一 金融機関（銀行（信託業務を兼営するものを含む。）、農林中央金庫、商工組合中央

金庫及び保険会社)

- 二 法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併により設立した法人がその合併の日以後令第一条第一項第一号及び同項第二号の規定に該当することとなる場合の合併により消滅した法人

第三条 左に掲げる者の再評価税の課税標準の調査及び検査に関する事務は、調査課においてつかさどる。

- 一 資産再評価法施行令（昭和二十五年政令第九十五号）第十二条第一項の規定に該当する者
- 二 前号に掲げる者のほか、令第一項第一号及び同項第二号に掲げる者並びにこの規程により法人税等の課税標準の調査及び法人税等に関する検査に関する事務を調査課においてつかさどることとした者のうち、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第四十五条から第四十八条までの規定による申告書を提出し、又は提出しなければならない者（贈与、相続又は遺贈に因り、同法第四十七条又は第四十八条の規定による申告書を提出し又は提出しなければならない者を除く。）

第四条 削除

第五条 前各条に定めるもののほか、国税庁長官が特に調査課につかさどらせる必要があると認める事案については、その都度指示する。

- 2 前項の規定により調査課の所掌とさせられたものについては、国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）は、当該納税義務者及びその所轄税務署長にその旨を通知するものとする。

第六条 前各条に定めるもののほか、国税局長が調査課につかさどらせる必要があると認められる事案については、当該納税義務者及びその所轄税務署長にその旨を通知するとともに、国税長官にその旨を報告するものとする。

第七条 国税庁長官が特に調査課所掌事務から除く必要があると認める事案についてはその都度指示する。この場合第五条第二項の規定を準用する。

- 2 国税局長が特に調査課所掌事務から除く必要があると認める事案については、当該納税義務者及びその所轄税務署長にその旨を通知するとともに、国税長官にその旨を報告するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和二十六年一月二十日から施行し、昭和二十五年一月一日から適用する。
- 2 調査課の所掌事務の範囲についての従前の通達、指示等でこの規程の趣旨に反するものは廃止する。

附 則（昭31国税庁訓令第4号）

この訓令は、昭和三十一年七月二十七日から施行し、昭和三十一年七月十六日から適用する。

附 則（昭33国税庁訓令第2号）

この訓令は、昭和三十三年四月十七日から施行し、昭和三十二年分の所得税から適用する。

附 則 (昭34国税庁訓令第2号)

この訓令は、昭和三十四年五月一日から施行する。

附 則 (昭35国税庁訓令第5号)

この訓令は、昭和三十五年九月二十七日から施行し、昭和三十五年五月一日から適用する。

附 則 (昭38国税庁訓令第4号)

この訓令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附 則 (昭39国税庁訓令第11号)

この訓令は、昭和三十九年六月十八日から施行する。

附 則 (昭42国税庁訓令第4号)

この訓令は、昭和四十二年七月三十一日から施行し、同年七月二十五日から適用する。

附 則 (昭46国税庁訓令第1号)

この訓令は、昭和四十六年七月十日から施行する。

附 則 (昭47国税庁訓令第1号)

- 1 この訓令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に使用している四から六までによる改正前の印章については、新たに官印を作成するまではそのまま使用することができる。

附 則 (昭51国税庁訓令第1号)

この訓令は、昭和五十一年七月十二日から施行する。

附 則 (昭52国税庁訓令第1号)

この訓令は、昭和五十二年七月十一日から施行する。

附 則 (昭53国税庁訓令第1号)

この訓令は、昭和五十三年七月十日から施行する。

附 則 (昭54国税庁訓令第1号)

この訓令は、昭和五十四年七月十日から施行する。

附 則（昭60国税庁訓令第1号）

この訓令は、昭和六十年七月十日から施行する。

附 則（昭62国税庁訓令第2号）

この訓令は、昭和六十二年七月十日から施行する。

附 則（昭63国税庁訓令第1号）

この訓令は、昭和六十三年七月十日から施行する。

附 則（平元国税庁訓令第1号）

この訓令は、平成元年七月十日から施行する。

附 則（平2国税庁訓令第2号）

この訓令は、平成二年六月三十日から施行する。

附 則（平3国税庁訓令第2号）

この訓令は、平成三年七月十日から施行する。

附 則（平4国税庁訓令第1号）

この訓令は、平成四年七月十日から施行する。

附 則（平7国税庁訓令第2号）

この訓令は、平成七年七月十日から施行する。

附 則（平8国税庁訓令第1号）

この訓令は、平成八年七月十日から施行する。

附 則（平9国税庁訓令第1号）

1～2略

3 当分の間、第二条中「及び消費税」とあるのは「、消費税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条の四から第九条の十六までに規定する地方消費税の譲渡割」と読み替えるものとする。

この訓令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平11国税庁訓令第3号）

この訓令は、平成十一年七月十日から施行する。

附 則 (平12国税庁訓令第11号)

この訓令は、平成十二年七月十日から施行する。

附 則 (平13国税庁訓令第5号)

この訓令は、平成十三年一月九日から施行し、平成十三年一月六日から適用する。

附 則 (平15国税庁訓令第8号)

この訓令は、平成十五年七月十日から施行する。

附 則 (平17国税庁訓令第15号)

この訓令は、平成十七年七月十日から施行する。

附 則 (平18国税庁訓令第15号)

この訓令は、平成十八年七月十日から施行する。

附 則 (平26国税庁訓令第22号)

当分の間、第二条中「法人税」とあるのは、「法人税、復興特別法人税」とする。

この訓令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (令3国税庁訓令第22号)

この訓令は、令和三年七月十日から施行する。